消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令案に関する意見募集の結果について

令和８年 11 月５日
厚生労働省
社会・援護局福祉基盤課
消費生活協同組合業務室

消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令案について、令和８年８月 31 日（月）から同年９月 29 日（火）まで御意見を募集したところ、１件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見とそれに対する考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げるとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見	御意見に対する厚生労働省の考え方
１	「消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令案」について、以下の点を要望します。 (1) 新リース会計基準に合わせ、リースについて使用権資産及びリース負債を計上することとされていますが、消費生活協同組合における適用対象となるリースの範囲について、具体的な判断方法を明確にしていただきたいです。 (2) 会計方針の変更について、過去の財務諸表への遡及適用に代えて累積的影響額を適用初年度の期首の利益剰余金に加減する経過措置を設けることについて、対象となるリ	今般の改正は、新リース会計基準等の公表に伴い、会社計算規則が改正されたことを踏まえ、消費生活協同組合法施行規則においても所要の見直しを行うものです。 (1)消費生活協同組合において適用対象となるリースの範囲について、会社計算規則が適用される会社の場合と異なることを想定しておりません。 (2) 当該経過措置の対象となるリース、算定方法及び必要な注記の内容について、会社計算規則が適用される会社の場合と異なることを想定しておりません。

	ース、算定方法及び必要な注記の内容を分かりやすく示していただきたいです。 (3) 「リースに関する注記」及び新設される「賃貸等不動産に関する注記」について、組合員や財務諸表の利用者がリースに関する財務上の影響を適切に把握できるよう、記載すべき事項及び記載方法を明確にしていただきたいです。 (4) 今回の会計基準の変更により、従来の会計処理から新たな処理へ移行する際に実務上の判断に差が生じないよう、具体的な適用例や計算方法等を示した分かりやすい実務上の指針を整備していただきたいです。 (5) 改正後の会計処理及び注記の実施状況について、施行後に実務上の課題や組合間での取扱いの差が生じていないかを確認し、必要に応じて運用上の明確化や見直しを行っていただきたいです。	(3) 「リースに関する注記」及び「賃貸等不動産に関する注記」に記載すべき事項及び記載方法について、有価証券報告書を作成しない会社が会社計算規則に基づいて開示する場合と異なることを想定しておりません。 (4) 新たな会計処理について、会社計算規則が適用される会社の場合と異なることを想定しておりません。 (5) 改正後の会計処理及び注記の実施について実務上の課題等が生じる場合においては、必要に応じて対応を検討します。

※上記のほか、２件の今回の意見募集に関係ない御意見をいただきました。